

# 福祉資金・教育支援資金

## 1 福祉資金

受付対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

### （1）福祉費

日常生活を送るうえで、または自立した生活を行うために一時的に必要なであると見込まれる費用

生業を営むために必要な経費

技能習得に必要な経費及びその期間中の生活費

住宅の増改築・補修等に必要な経費

福祉用具・機器の購入に必要な経費

障害者用自動車の購入に必要な経費

中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費

負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費

（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に関して要する経費を含む）及びその療養

期間中の生計を維持するために必要な経費

介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその療養期間中の生計

を維持するために必要な経費

災害を受けたことにより臨時に必要な経費

冠婚葬祭に必要な経費

住居の移転や、旧排水設備等の設置に必要な経費

就業、技能習得等の支度に必要な経費

その他日常生活上一時的に必要な経費

### （2）緊急小口資金

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付が出来る少額の費用

医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき

給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき

火災等の被災によって、一時的な生活費が必要なとき

その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき

（ア）年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費

（イ）会社からの解雇、休業等による収入減（自己都合による離職は除く）

（ウ）滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増

（エ）事故等により損害を受けた場合による支出増

（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る）

（オ）社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

## 2 教育支援資金

受付対象：低所得世帯

### （1）教育支援費

低所得世帯に属するものが高等学校、大学、短大、高等専門学校及び専修学校に就学するのに必要な経費

### （2）就学支援費

低所得世帯に属するものが高等学校、大学、短大、高等専門学校及び専修学校への入学に際し必要な経費

対象校は学校教育法に定められている学校となります。

日本学生支援機構等奨学金・日本政策金融金庫等の制度利用が優先です。